

ユニットバスへの交換工事における例外給付について

ユニットバスへのリフォーム工事と同日（一体的）に手すり取り付けを行う場合の事前申請には、以下の①～③の見積もりを添付してください。

- ① 手すりを含めてユニットバスの工事を行う場合の見積もり
- ② 手すりを除いてユニットバスの工事を行う場合の見積もり
- ③ 上記②の工事終了後、改めて別の日に手すり設置工事を行う場合の見積もり

注意点：

給付適正化の観点から、本来であれば、②の工事終了後、③の工事に対して住宅改修の事前申請をしていただく必要がありますが、①の金額が②+③の合計金額より少ない場合に限り、被保険者様の費用負担や早急に生活環境を整える必要性を考慮し、ユニットバスの工事と一体的に手すり設置工事の実施を認めるものとします。

なお、介護保険適用額については①から②を除いた金額となります。